

宇土マリーナ利用方法

1. 利用許可の対象者・艇

1. 艇の使用は、利用許可書記載の申請人（以下「使用者という」または予め登録した使用登録者が同伴する場合に限ります。使用者は別に定める書類で使用登録者を登録して下さい。
2. 使用者または使用登録者が、艇を操船することができる船舶免許を所有していることが必要です。
3. 艇は、使用者が自ら使用する海洋レジャー・スポーツ用の艇で、船舶安全法にかかわる船舶検査、及び小型船舶の登録が終了していることが必要です。
4. 次のような艇は原則として利用許可の対象外です
 - ① 漁業従事用の艇（漁船登録艇）
 - ② 和船、ゴムボート等でエンジンを搭載していない艇
 - ③ 空中排気型スピードボート
5. 原則として陸上艇置は 35 フィート以下とします。また海上係留艇の整備のための上架は、クレーン棧橋の能力から 50 フィートまでになります。
6. 艇は艇置利用許可後、3 个月内に搬入していただきます。
7. 艇は必ず船舶保険（少なくとも賠償責任保険と捜索救助費用保険）またはそれに類する保険に加入していただきます。
8. 艇の整備依頼を受けた時、または緊急時の必要から、艇のエンジン及びキャビンキー 1 組をお預かりいたします。
9. 陸上艇置用の船台を持ち込まれる場合、搬入船台の使用の可否は管理者が判断いたします。使用可能な場合、マリーナへの搬入費用と、マリーナ仕様に合わせる為の改造または補修の費用は使用者の負担となります。
10. 海上係留の整備の為の船台の持ち込みは可能ですが、長期に渡りヤードを占有することになる場合は、別途定める整備船台置料を申し受けます。原則、整備時以外のマリーナ内保管はできません。
11. 艇置場所利用許可申請時および艇置場所利用許可時に必要な書類等は、別表-1 の通りです。

2. 艇置施設利用

1. ハーバー内での艇外への一切の物品、塵芥、ビルジの投棄・排出を禁止します。ただし事故防止の為のオートビルジは可とします。
2. ハーバー内での艇外への一切のトイレ水の排出を禁止します。陸上トイレを使用して下さい。
3. 航海中に発生したゴミはお持ち帰りになるか、確実に分別してゴミ置き場に置いて下さい。マリーナ内に放置したり、投棄することは禁止します。
4. 駐車場以外の場所に駐車することはできません。また特別の理由でボートヤード等へ車の乗り入れが必要な時には、指定管理者の許可を受けて下さい。
5. 夜間ハーバー内での長時間の主機又は発電機の運転を禁止します。
6. 夜間船中泊もしくは深夜まで艇内におられる場合は、事前にフロントまでその旨ご連絡下さい。
7. ハーバー内では大声を発したり、ラジオ、ステレオ等のボリュームを大きくしたりして、艇外に迷惑な音を出さないようにして下さい。

8. ポンツーン上に、艇への踏み台等以外の物品を置くことを禁止します。
9. 陸上艇の船台上および船台周辺に、艇への踏み台等以外の物品を置くことを禁止します。
10. 陸上海上を問わず、艇の備品艀装品の管理は使用者の責任で行って下さい。特にボートカバー、フェンダー等の風に飛ばされやすい装備品には注意して下さい。
11. 海上係留艇の係船索とフェンダーは常に良好な状態に保って下さい。特に長期に渡って乗船を予定されないときには、万全な係留をしておいて下さい。
12. ヨットの場合、セールの固縛を嚴重にして下さい。
13. マリーナハウスのウエットゾーン（シャワー室のある区域）以外では、水着での入館はご遠慮下さい。
14. 合宿所、艇庫またはシャワー室等に、着替えや履物を放置しないでください。長時間放置された物は、指定管理者で断りなく処分します。
15. マリーナへのペット同伴時は、必ず飼い主が抱いて、もしくは紐で繋いで入場して下さい。ペットが自由に走り回る状態での入場は固くお断りいたします。
16. オーナーズルームにはお茶（コーヒー、紅茶、緑茶等）の用意がしてあります。セルフサービスでご利用下さい。
営業時間外のオーナーズルームのご利用は、セキュリティーゲートを解除されご利用下さい。パスナンバー入力による解除で24時間ご利用になれます。※防犯上パスナンバーは変更する場合があります。
17. マリーナの休業日または営業時間外のマリーナの諸サービス（揚降、給油、修理、救難）はできません。揚降・給油・修理は他の営業日へ振り替えての対応が可能ですが、救難についてはそれができないことにご注意下さい。
18. マリーナの休業日及び営業時間外のポートヤードへの出入の際は、その都度ゲートの施錠をして下さい。

3. 出入港・航行

1. 出港に先立って必ず気象情報を確認して下さい。最終の出港可否判断は、船長の責任で行って下さい。
2. 出港に先立って必ず出港届けを提出して下さい。また帰港後は必ず帰港届けを提出して下さい。（出港届けと帰港届けは同一紙になっています）
3. 港内では他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行して下さい。（厳守：港内徐行）
4. ディンギー、ゴムボート等に十分気をつけて下さい。それらのそばを通過する時は引き波が立たない程度まで減速して下さい。
5. ハーバー内での遊走、遊泳、潜水は禁止します。
6. ハーバー内でのクルーザーヨットの帆走は、緊急時以外は禁止します。
7. 天候の急変その他の理由により、帰港時間が予定時間よりも1時間以上遅れる場合には、必ずその旨ご連絡下さい。
8. 出港に当たっては必ず、艇と陸上間の通信連絡手段を搭載していただきます。携帯電話等を必ずご持参下さい。

4. 揚降・給油

1. 利用者で下架の準備（ボートカバーの取り外し、ビルジの確認、ドレンプラグ締め）を完了し、出帰港届を提出されたら、スタッフは出帰港届けの順番に下架作業に取り掛かります。下架の際には必ず利用者が

立ち会って下さい。利用者の姿が見えない時には下架いたしません。

2. 予約下架をされる場合、夏季においては早めにご連絡下さい。その場合、マリーナで行う作業は、ボートカバーの取り外し、ドレンプラグ締め、下架、クレーン棧橋への係留だけではありますが、有料となります。それ以外の作業で、キャビンまたはエンジンのスペアキーを準備しなければならない作業は、原則としてお断りしますが、止むを得ない場合は別表―5の料金でお受け致します。
3. クレーン棧橋に長時間係留（半日以上）される場合には、ハーバーフロントにお申し出下さい。
4. 上架は、準備が完了してからクレーン棧橋に直接進入して下さい。ただし他の艇が上架作業中の場合は、フリーバースに着棧して順番を待って下さい。
5. 上架後の必要な作業をマリーナに依頼される場合は、別表―5の料金が必要です。
6. 風速7m以上になりますと上下架作業が困難になり、風速10mでは危険となります。風速と艇次第では作業ができなくなることをご了承下さい。
7. 給油の際は、油種の間違い、給油口の間違い等の事故を起こさないよう、確実にマリーナスタッフに油種、給油口を指示して下さい。
8. 給油の際、免税証は給油後にお渡し下さい。（免税証はマリーナでは預かる事はできません。）
9. 揚降・給油作業は、船が混み合って作業が遅れる場合を除き、マリーナ営業終了時間の30分前を受付終了とします。
10. 燃料の持込みは安全上の理由でお断りいたします。マリーナ給油所をご利用下さい。

5. その他

1. 指定管理者は、艇置料その他の料金を改定することがあります。その場合、管理者は利用者に、改定内容を改定の1カ月前までに通知します。なお、燃料その他の商品の販売価格は、事前の通知なく変更をする場合があります。
2. 艇置料その他の前払い料金の支払期限を、1カ月以上経過してもお支払いがないとき、又は通常の売掛金の支払い期限を、3カ月以上経過してもお支払いがないときには、以後入金を確認されるまで、あらゆるマリーナ内のサービスをお断りいたします。